

平成26年度埼玉県化学物質対策専門委員会の概要

【開催日時】

平成27年2月13日（金） 午後2時から午後4時

【開催場所】

埼玉会館 6B会議室

【出席委員】

（敬称略：50音順）

小川 康恭	独立行政法人労働安全衛生総合研究所理事
佐々木裕子	独立行政法人国立環境研究所客員研究員
関口 和彦	埼玉大学大学院理工学研究科准教授
中澤 裕之	星薬科大学名誉教授
藤吉 秀昭	一般財団法人日本環境衛生センター理事

【議 事】

- 1 埼玉県環境部大気環境課長あいさつ
- 2 藤吉委員が委員長として議事を進行
- 3 委員からの主な発言

（1） 法令に基づく化学物質管理制度と特定化学物質管理指針改正案について

事務局：（資料3に沿って、法令に基づく化学物質管理制度の概要を説明）

PRTTR法と埼玉県生活環境保全条例の違いについて説明。条例の対象物質は特定化学物質と定義され、PRTTR法対象物質（指定物質）562物質と県が独自に定めた44物質の合計606物質で、昨年度委員会で御意見をいただき追加した5物質を含む。

指針は法律でも定めている（法定指針）が、条例は指針に基づき事業者が取り組む措置について書面又は図面を取りまとめたものを手順書として提出させている。

事務局：（資料4及び資料5に沿って、指針改正の背景と効果を説明）

平成25年11月に公表された「埼玉県地震被害想定調査」によると、東京湾北部又は茨城県南部を震源とする地震は、今後30年以内に70%の確率で発生し、県内に最大震度6強をもたらすと予想されている。

特定化学物質等の取扱いは平時でも厳格な管理が求められるものであるが、東日本大震災では岩手、宮城、福島の大規模施設のうち地震動だけで2.5%の被災率となっており、今から事業者の対策を促す必要がある。

方途としては、現行指針に定められている事故対策の項に災害対策を追加する改正を行い、手順書の変更・提出を指導していきたいと考えている。それによって、先進的な事業者が行っている優れた取り組みを横展開し、県全体の事業者のレベルアップを図りたい。

関口委員： 対象は（資料3で）取扱量の報告を行う事業者のみか。
取扱量の報告を要しない従業員21人未満の企業に対する考え方は。

事務局： 化学物質管理制度では取扱量の報告を行う事業者のデータしかない。取扱量報告を要しない事業者は、他法令の対象であれば、ある程度の把握は可能。立入検査等の機会を捉え災害対策の重要性を啓発していきたい。

小川委員： 想定している災害は具体的には何か。また、地震以外の災害に対する対策の必要性は。

藤吉委員： 竜巻や集中豪雨のリスクもある。

事務局： 先ず東京湾北部と茨城県南部を震源とする地震を想定している。他の地震の発生確率は同じ期間でほぼ0%となっており、優先度が低い。

洪水や内水氾濫については、立地や取扱物質（禁水性や有毒物など）によってリスクが高まる。普段からハザードマップを見て必要な対策を行うよう指針の解説に記載した。また、手順書の記載例でも反映した。

その他の自然災害については、気象庁の防災気象情報（竜巻注意情報の発表の有無等をリアルタイムで確認できる）のURLを指針の解説で紹介した。

佐々木委員： 毒劇物を所管する部局との連携は。個別法の枠組みを越えて総合的に対応していく必要がある。

事務局： 保健医療部との連携は今後の課題。消防とは取扱量データの提供を始めており、他部局との連携を積極的に図っていきたい。

中澤委員： 埼玉県は天災が少ない印象。想定する災害のリスクをしっかりと伝える必要がある。

関口委員： 優れた取り組みを収集し、特に中小企業の底上げを図っていく必要がある。

(2) 指針の解説案について

事務局：（資料6に沿って、主要部分を説明）

2頁の「はじめに」で指針の位置づけ、改正の経緯と目的について事業者の説明。7頁から11頁にかけて、GHSやJIS規格の改定など化学物質の国際協調と調和に関する動きを記載。12頁に（独）産業技術総合研究所の運営する「リレーショナル化学災害データベース（RISCAD）」の紹介。20頁と21頁では改正の主要部分である災害対策について内容を大幅に追加。リスクの把握では、「特定化学物質等に起因するリスク」、「災害の規模による要因」、「非定常的な要因」に分けて解説。22頁は表1～表3に化学物質に起因するリスクの分類と優先度の決定例について、大阪府の解説に掲載されていた内容を記載。23頁から24頁にかけては表4及び表5に消防法危険物のリスクを踏まえた規制の内容を紹介。25頁から28頁にかけては事業者に取り組んでほしい対策について記載。

40頁以降は、先進優良取組事例として、県内外6社に対して取材した、企業の取り組みの概要について紹介。

藤吉委員： 内容は先行の東京都と大阪府の例を参考にしたものか。埼玉県独自の部分は。

事務局： 解説の内容のみならず、制度設計の部分でも参考にさせていただいた。

埼玉県の大きな特徴としては、①埼玉県ホームページで提供する被害分布図の利用（住所検索で250mメッシュの震度や液状化可能性等を閲覧可能）、②手順書記載例の提供、③取り組み事例の提供が挙げられる。

佐々木委員：表1～表3、表4～表6について、それぞれの該当箇所との関係性がわかりづらい。例えば、混載禁止規定は予期せぬ混合を意識したもので「非定常的な要因」に関係している。説明の順番を検討した方が良い。

藤吉委員： 製造現場で取り組まれているリスク低減の具体例や参考事例があると、事業者も対策をイメージしやすいのではないか。

小川委員： 指針の解説は、重要なところがよく整理されていて、基本的にはよくできていると思うが、C社のように部門内でリスクを検討し、直していくようなシステムを、中小企業がとれるようにすることが、現実的には重要。行政としては中小企業まで、こういった取り組みを広めていく必要がある。

藤吉委員： 他にも参考となる事例は集められるか。また、訓練はどのような内容のものが考えられるか。

事務局： 収録した6例以外にも県内事業所では様々な取り組みがなされていると考えており、様々なタイプの取り組みを収集していきたい。訓練の内容も事業所で取り扱う化学物質や工程によって工夫してもらいたいと考えている。

実際の例では災害発生を想定した夜間訓練や、高リスク施設の従業員が実際に保護具を着用して非常時の手順を実施する訓練などがある。

関口委員： 災害対策は地震だけでない。指針の解説には、様々な災害リスクに向き合う必要があることを先ず書いてから、地震対策に言及した方が良い。

また、取り組みの最低ラインは設定するのか。

事務局： 最低ラインを明確に設定することは難しい。具体的な取り組みは事業所毎のオーダーメイドにならざるを得ない。地震以外の災害リスク対策についても重要性が伝わるように記載方法を工夫したい。

手順書記載例はリスクの高い事業所を想定している。灯油専売事業所のような比較的リスクの低い事業所向けの手順書記載例も作成していきたい。

中澤委員： 従業員の訓練は重要だが、外国人も多い。彼らへの啓発は。

事務局： 彼らを管理する日本人社員に期待するところであるが、一人ひとりの適正管理意識が重要なので、エッセンスの英訳資料の作成を検討したい。

関口委員： グローバル化が進んでいることから重要な視点である。手順書記載例にも日本語を母国語としない従業員に適正管理を身に付けさせる教育・訓練の重要性を明記した方がよい。

(3) 確認ポイントと指導上の留意事項案について

事務局： (資料7に沿って、主要部分を説明)

奇数頁に手順書記載例、偶数頁に対応する確認ポイントと指導上の留意事項一覧表を配置し、見開きで参照できるようにしている。

3頁に、特定化学物質の種類、取扱目的及び取扱箇所について例示。立入検査を担当する職員が事業所の概要を短時間で把握できるように、処理方法(排出抑制方法)、取扱量の増減傾向を新たに追加した上で、フロー図の充実を図った。最近では景気回復の動きを受けて生産量が増える傾向にある。取扱量の著しい増加に比べて処理能力が増強されていない場合は事業者からヒアリングし必要な指導を実施する必要があると考えている。

5頁に取扱施設の平面図について例示。立入検査や事故発生時の原因調査に役立つ程度の具体的な内容の記載をお願いしたいと考えている。

7頁に管理の方法に関する事項(基本方針、管理計画、体制)を災害対策の視点を加えた上で例示。

9頁には教育及び訓練の実施方法について、実際に災害対策として取り組まれている内容を反映した上で例示。

11頁の情報提供に関する事項は、SDSやCSRの最近の取り組みを踏まえて内容を充実。

13頁には今回の改正の目玉である災害対策の視点を加え、「事故及び災害対策に関する事項」として大幅に加筆修正。特に指針本文に追加した項目内容を踏まえ、特定化学物質に起因するリスクの把握、地震・洪水発生時に顕在化するリスクの低減計画という形での取り組みを例示。また、事故及び災害発生時を想定した訓練の概要も併せて例示。

15頁には「事故及び災害対応マニュアルの概要」として、要員の確保、指揮命令系統、連絡・通報体制、応急措置等の実施方法を例示。

小川委員： 提出された手順書は全部チェックして立入検査等をする場合の指導に活用するのか。

事務局： 基本的には提出された手順書は形式審査を行って受理する。立入検査の対象としては、比較的风险の高い事業所を抽出することを想定している。

佐々木委員： 全部で対象となる事業所はどの位あるのか。

事務局： 取扱量報告施設は全県で約1600あるが、ガソリンスタンドは消防法で同様の規定があるため、手順書の変更対象から除外することを検討している。その場合、全県で1000弱、事務移譲市を除くと800程度の数になる。

藤吉委員： 倉庫業は対象となるか。平時は問題とならなかったが、東日本大震災では水産倉庫に遺された製品の廃棄が大問題となった。

事務局： 倉庫業としては対象業種ではあるが、従業員数21人以上且つ年間取扱量0.5トン以上の特定化学物質がないと対象にならない。

藤吉委員： 事業所における特定化学物質の取扱状況は様々で専門的になる。似たようなプロセスが記載例にあればよいが。

事務局： 限界はあるが、事例を収集し記載例のバリエーションを増やしていきたい。

佐々木委員： 特定化学物質606物質について、SDSのもっとも重要な情報が一覧表になっていると使いやすい。

中澤委員： 資料が多いと目が離れてしまう。

事務局： 情報提供の方法について検討したい。

藤吉委員： 少しずつ取り組みを進めていくしかない。説明会はいつごろを考えているか。呼びかけ方法と参加見込は。

事務局： さいたま市とは7月上旬の共催で調整中。その他の開催地（2～3か所）でも、上半期には開催したい。日程・会場を調整した上で、6月までには全取扱量報告事業者に対し通知したい。対象の半分以上の参加を見込んでいる。

藤吉委員： 先進事例は対象事業者がアクセスできるようにする予定はあるか。

事務局： ホームページに掲載したいと考えている。見せ方を工夫したい。

関口委員： 事業所と周辺住民の関係は。苦情が県に入ることはあるか。

事務局： 県としては環境コミュニケーションを推奨していることもあり、周辺住民と良い信頼関係の構築に取り組んでいる事業所も増えた印象がある。しかし、臭気や化学物質関係の苦情を申し立てる電話が入ることもある。

関口委員： 災害対策なので周辺住民も関係する。将来的には周辺住民も事業所の災害対策に関する情報を取れるようにした方が良い。その一方で苦情だけが増え肝心の災害対策が進まなくなってしまうと本末転倒になる。県の見せ方が重要である。

（４）法令に基づく化学物質管理制度と特定化学物質管理指針改正案について

事務局：（資料8に沿って、指針改正後のスケジュールを説明）

対象事業者に対する周知資料のたたき台として資料9を作成。

指針の改正点と、それを踏まえた手順書の作成（変更）依頼について記載。改正指針の告示は平成27年3月末、施行は平成27年10月を予定。その場合、平成28年4月から6月までに取扱量報告書を初めて提出する事業者から改正指針が適用となる。

また、すでに手順書を提出済みの事業者については、合計取扱量の多寡に応じて3年度に分けて提出期限を設定した上で、手順書の変更と提出を指導していきたい。

藤吉委員： 説明会は4回で十分か。特に提出期限が遅い事業者の場合は、周知から数年を経るため忘れられてしまうおそれもある。

事務局： 平成27年度の説明会終了後もタイミングよく周知を回していくとともに、立入検査時に念を押す等の対応を行いたい。

（５）平成24年度化学物質排出量・取扱量の集計結果について

事務局：（資料9に沿って説明）

P R T R法に基づく排出量・移動量の集計結果、条例に基づく取扱量の集計結果について、平成24年度実績（平成25年度届出・報告）データの概要を説明。

藤吉委員： 燃料小売業の取扱量が一番多い。

小川委員： 排出量はどの位あるのか。

事務局： 燃料小売業のうち大部分を占めるガソリンスタンドは、ガソリンに含まれるトルエン、キシレンといった対象物質の取扱量を報告してくる。ガソリンの場合は、環境中に排出される量を出来るだけ抑えて給油にまわした方が売り上げの増加につながるため、取扱量の割に排出量・移動量が極めて少ないという特徴がある。

藤吉委員： ガソリンスタンドでの主な排出対策は。

事務局： 埼玉県生活環境保全条例でベーパーリターン（蒸気返還装置）の設置を義務付けている。

佐々木委員： 災害対策と関連してマッピングなどはできないか。事業者から集めた情報を有効に活用していくことが重要である。

事務局： 水質汚濁防止法の情報になるが、県内の特定事業場を含めて東京都水道局がマッピングしているものを、埼玉県でも水質事故の原因調査等に活用させていただいている。

また、昨年5月に東京都町田市でマグネシウム粉末が原因で大きな火災となったことがあり、県内消防本部でも緊急に管内の調査を実施した。マグネシウムのように消防法危険物かつ特定化学物質等である場合は多いので、今年度から取扱量データを定期的に提供することを始めた。御意見を踏まえ、今後もデータの活用という観点で検討を進め、取り組みを拡大していきたい。

関口委員： 大企業は積極的に環境保全や事故対策を進める状況にあると思うが、中小企業へのアプローチが重要である。

事務局： VOC（揮発性有機化合物）対策を例にとると、埼玉県では旧公害防止条例を引き継いで平成14年度から現在の生活環境保全条例が施行され、様々な取り組みが成されている。

埼玉県の特徴として印刷業、輸送用機械器具製造業、塗料製造などの化学工業が多く、企業規模も中小が多いが、事業者の努力により排出量は右肩下がりで推移してきている。

災害のリスクについては、事業所の取扱状況と立地状況により千差万別である。したがって、統一的に最低限の基準を示し遵守を求める規制的手法はなじまない。指針を定め手順書の提出を求めるといった枠組みの中で、災害対策の内容を事業者の裁量で決定し進めていくことが望ましいと考えている。県としては、収集した優良な取り組みを指導を通じて中小企業等に広げることにより、全体の底上げを図っていききたいと考えている。